

神崎市市報の広告掲載に関する要綱

平成 18 年 4 月 28 日

要綱第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神崎市が発行する広報紙「市報かんざき」(以下「市報」という。)に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 市報に掲載する広告(以下「広告」という。)は、行政広報の公共性及び品位を保つため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(広告の範囲)

第 3 条 広告は、その内容が第 2 条に規定する基本原則に反しないもののほか、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (4) 人権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 児童及び青少年の健全育成に反する恐れのあるもの
- (6) 社会の秩序と健全な風俗習慣に反する恐れのあるもの
- (7) 著しく紙面の調和を損なうと認められるもの
- (8) その他市報に掲載することが不適当と市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、市報に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の優先順位)

第 4 条 広告の掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)が多数いる場合においては、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

ただし、優先順位により決定しがたい場合は、申し込み順とする。

優先順位	広告掲載希望者
1	国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体
2	民間企業及び自営業で市内に事業所を有する者
3	民間企業のうち、公共性の高い企業
4	その他市長が適当であると認める者

(広告の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、原則として市報発行日の45日前までに、神崎市市報広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告の審査・報告)

第6条 広告を適正に実施するため、神崎市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、前条の神崎市市報広告掲載申込書により、広告掲載の適否について審査する。

2 委員会は、総務企画部長、総務課長、秘書広報係等で構成し、委員長は総務企画部長とする。

3 委員会は、市長に審査の結果を報告するものとする。

(広告の決定)

第7条 市長は、委員会の審査報告を受けて、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に対し、神崎市市報広告掲載決定通知書(様式第2号)又は神崎市市報広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 前項の広告掲載決定通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

(掲載位置)

第8条 広告掲載の位置は、市長が決定し、有料広告である旨を表示する。

(掲載期間)

第9条 広告掲載期間は1月単位とし、最長12月とする。

(広告掲載料金及び納付)

第10条 広告掲載料金は別表1のとおりとし、広告主は掲載の決定後市長の決定する期日までに一括納付するものとする。

2 1回の申込みによる掲載月号が第9条に規定する掲載期間内において6回(枠)以上の上のときは、広告掲載料金を1割減ずるものとする。

3 同一年度の印刷(5月号から翌年4月号)において、2回以上の申込みにより通算6回(枠)以上となるときは、6回(枠)目以降の広告掲載料を1割減ずるものとする。

4 広告掲載料金については、申し込み時点の料金で徴収する。ただし、年度を超える料金については、地方自治法第208条第2項の規定により、それぞれの年度の取り扱いとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告等の変更)

第12条 広告主は、掲載期間内において掲載月、広告内容について変更することができる。

2 掲載月を変更する場合は、変更を希望する月の20日前までに、神崎市市報広告掲

載変更申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により広告掲載決定を変更したときは、広告主に神崎市市報掲載変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 4 広告内容について変更する場合は、変更を希望する月の20日前までに、版下原稿を市長に提出するものとする。

（取消し料）

第13条 広告主の都合により広告掲載申込みを取消すときは、広告主は速やかに神崎市市報広告掲載取消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長が、前項の規定による申出があった場合において、取消しを認めたときは、広告主は、市長が受理した日を基準日として、別表2による取消し手数料を支払わなければならない。
- 3 市報発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取消しはできないものとする。
（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の広告掲載決定を取消することができるものとする。

- （1） 広告主が第7条第3項に規定する期日までに版下原稿を提出しないとき。
- （2） 広告主が第10条に規定する期日までに広告掲載料金を納付しないとき。
- （3） 広告主が提出した版下原稿が、第2条及び第3条の規定に違反したとき。
- （4） 広告掲載希望者が虚偽の申請をしたとき。
- （5） その他市報の掲載に支障が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載決定を取消したときは、広告主に神崎市市報掲載取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 3 市長は、広告掲載決定を取消したときに、広告主が広告掲載料金を納付していたときは、掲載取消通知書による通知日を基準日として、第13条の規定を準用し、取消し手数料を差引いた額を返還する。

（広告料金の返還）

第15条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告主に納付済みの広告掲載料金を返還するものとする。

- 2 広告掲載料金の還付を受けようとする者は、神崎市市報広告掲載料金還付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。
- 3 返還する広告掲載料金には利子を付さない。
- 4 市は、広告の掲載ができなかったことにより、広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料金の返還以外の責めを負わないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

2 この要綱の施行後から平成 19 年 2 月 20 日までの間で、平成 19 年 4 月号の広告掲載については、第 9 条の掲載期間に 1 月を加算する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の神崎市市報の広告掲載に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込書の提出があった平成 21 年 5 月号から適用し、同日前までに申込書の提出があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 18 日から施行する。

2 この要綱による改正後の神崎市市報の広告掲載に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込書の提出があった平成 22 年 5 月号から適用し、同年 4 月号までのものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 19 日から施行する。

2 この要綱による改正後の神崎市市報の広告掲載に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込書の提出があった平成 31 年 5 月号から適用し、同年 4 月号までのものについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱による改正後の神崎市市報の広告掲載に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込書の提出があった令和 8 年 5 月号から適用し、同年 4 月号までのものについては、なお従前の例による。

別表 1 (第 10 条関係)

規格	広告サイズ	広告掲載料金
カラー	縦 5 c m × 横 8 c m	1 2, 0 0 0 円
	縦 5 c m × 横 1 7 c m	2 0, 0 0 0 円
	縦 1 0 c m × 横 1 7 c m	4 5, 0 0 0 円

別表 2 (第 13 条関係)

市報発行日 40 日前～16 日前	100 分の 50
市報発行日 15 日前～11 日前	100 分の 100
割引後 6 回 (枠) に満たない場合	割引相当分

神 埼 市 市 報 廣 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

神 埼 市 長 様

申込者 住所（所在地）〒

事業所名等（名称）

TEL

FAX

E-mail

申込責任者（役職）氏名

印

神崎市市報の広告掲載に関する要綱第5条の規定に基づき、広告の原稿等を添えて下記のとおり申込みます。

また、要綱第13条及び第14条に定める、取消し料及び広告掲載の取消しに関する規定に同意します。

記

- 1 広告掲載希望月号（年を記入し、掲載希望の月号を○で囲む）

(年)	(年)	月 号
5・6・7・8・9・10・11・12	1・2・3・4	

- 2 広告希望枠（希望枠数欄に、月号1回あたりの掲載希望枠数を記入）

希望枠数	広告サイズ		広告掲載料金
	カラー	縦 5 c m × 横 8 c m	1 2 , 0 0 0 円
		縦 5 c m × 横 1 7 c m	2 0 , 0 0 0 円
		縦 1 0 c m × 横 1 7 c m	4 5 , 0 0 0 円

※下欄には、記入しないでください。

部 長	課 長	副課長	係 長	係 員	受 付 印

審査	可・否	決定日	年 月 日	決定番号	第 号
----	-----	-----	-------	------	-----

様

神 埼 市 長

印

神崎市市報広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただきました神崎市市報への広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続きを行ってください。

記

1 広告掲載月号

(年) 5・6・7・8・9・10・11・12	(年) 1・2・3・4	月 号
----------------------------	-----------------	-----

2 広告枠数

枠数	広告サイズ	広告掲載料金
	縦 5 c m×横 8 c m	1 2, 0 0 0 円
カラー	縦 5 c m×横 1 7 c m	2 0, 0 0 0 円
	縦 1 0 c m×横 1 7 c m	4 5, 0 0 0 円

3 版下原稿

(1) 提出期限 年 月 日まで

(2) 提出先 総務課 秘書広報係

4 広告掲載料

(1) 料 金 金 円

(2) 納付期限 年 月 日まで

(3) 納付方法

同封の「納付書」で納入されるか、下記口座に振り込みしてください。

【振込先】

佐賀銀行 神埼支店（普） 1 6 1 8 8 5 0

神崎市会計管理者

5 その他

- ・ 広告掲載料金は、上記期限までに一括納付してください。
- ・ 2回以上の広告掲載において、版下原稿の変更を希望される場合は、広告掲載月号の発行日20日前までに、版下原稿を提出してください。
- ・ 決定した広告掲載期間に変更がある場合、取消しをする場合は、速やかに届出書を提出してください。取り消しをする場合、手数料を支払わなければならない場合があります。

第 号
年 月 日

様

神 崎 市 長

印

神崎市市報広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました神崎市市報への広告掲載について、下記の理由により非掲載することに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 非掲載の理由
- 3 その他

神 埼 市 市 報 広 告 掲 載 変 更 申 出 書

	年 月 日				
神 埼 市 長 様					
届出者 住所（所在地）〒	_____				
氏名（名称）	_____				
TEL	_____				
FAX	_____				
E-mail	_____				
届出責任者氏名	_____ 印				
年 月 日付で申込んだ神崎市市報広告掲載について、申込みの （全部・一部）を変更したく提出します。					
記					
1 広告掲載変更月号（年を記入し、掲載希望の月号を○で囲む）					
変更前	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">(年) 5・6・7・8・9・10・11・12</td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 50%;">(年) 1・2・3・4</td><td style="width: 15%;">月 号</td></tr></table>	(年) 5・6・7・8・9・10・11・12		(年) 1・2・3・4	月 号
(年) 5・6・7・8・9・10・11・12		(年) 1・2・3・4	月 号		
変更後	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">(年) 5・6・7・8・9・10・11・12</td><td style="width: 5%;"></td><td style="width: 50%;">(年) 1・2・3・4</td><td style="width: 15%;">月 号</td></tr></table>	(年) 5・6・7・8・9・10・11・12		(年) 1・2・3・4	月 号
(年) 5・6・7・8・9・10・11・12		(年) 1・2・3・4	月 号		
2 広告変更枠（変更枠数欄に、月号1回あたりの掲載変更枠数を記入）					
変更枠数	広告サイズ				
	縦 5 c m×横 8 c m				
カラー	縦 5 c m×横 1 7 c m				
	縦 1 0 c m×横 1 7 c m				

※下欄には、記入しないでください。

部 長	課 長	副課長	係 長	係 員		
					受 付 印	

様

神埼市長

印

神埼市市報広告掲載変更通知書

年 月 日付で 第 号で通知した神埼市市報への広告掲載決定について、下記のとおり変更することとしましたので通知します。

記

1 広告掲載変更月号

変更前	(年) 5・6・7・8・9・10・11・12	(年) 1・2・3・4	月 号
-----	----------------------------	-----------------	-----

変更後	(年) 5・6・7・8・9・10・11・12	(年) 1・2・3・4	月 号
-----	----------------------------	-----------------	-----

2 広告変更枠

変更枠数	広告サイズ	
	カラー	縦 5 c m×横 8 c m
		縦 5 c m×横 1 7 c m
		縦 1 0 c m×横 1 7 c m

神 埼 市 市 報 広 告 掲 載 取 消 届 出 書

	年 月 日
神 埼 市 長 様	
届出者 住所（所在地）〒	

氏名（名称）	

TEL	_____
FAX	_____
E-mail	_____
届出責任者氏名	
_____	印
年 月 日付で申込んだ神崎市市報広告掲載について、申込みの （全部・一部）を取消したく提出します。	
記	
1 広告掲載取消月号（年を記入し、掲載希望の月号を○で囲む）	
(年)	(年)
5・6・7・8・9・10・11・12	1・2・3・4
	月 号
2 広告取消枠（取消枠数欄に、月号1回あたりの掲載取消枠数を記入）	
取消枠数	広告サイズ
	縦 5 c m × 横 8 c m
カラー	縦 5 c m × 横 1 7 c m
	縦 1 0 c m × 横 1 7 c m

※下欄には、記入しないでください。

部 長	課 長	副課長	係 長	係 員		受 付 印

取消し料の有無	有・無	取消し料	円
---------	-----	------	---

様式第7号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

神埼市長

印

神埼市市報広告掲載取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した神埼市市報への広告掲載決定について、下記の理由により取消すこととしましたので通知します。

記

- 1 取消通知の内容
- 2 取消しの理由
- 3 取消し料
- 4 その他

神崎市市報広告掲載料金還付請求書

年 月 日

神 崎 市 長 様

届出者 住所（所在地）〒

氏名（名称）

TEL

FAX

E-mail

届出責任者氏名

印

年 月 日付けで申込んだ神崎市市報広告掲載料金について、下記のとおり還付請求します。

記

1 掲載料金還付額 _____ 円

2 還付額の振込先

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店・出張所 支所
預金区分	普通 ・ 当座			
口座番号				
(カタカナ) 口座名義人				